

寝屋川市留守家庭児童会昼食提供事業者登録事業 実施要領

1 事業名

留守家庭児童会昼食提供事業者登録事業

2 業務の目的及び概要

小学校長期休業期間中において、寝屋川市が設置する留守家庭児童会の在籍児童の保護者（以下、「保護者」という。）が昼食を用意する労力の負担軽減を目的とし、市に登録された昼食提供事業者（以下、「登録事業者」という。）に保護者が児童のための昼食を発注し、登録事業者が昼食の製造及び配送等のサービスの提供を行う。

なお、昼食代金は実費分として保護者が負担し、登録事業者に直接支払うものとする。

3 登録期間

登録日から当該年度の3月31日まで

※1 登録期間の更新について

登録解除の申出がない場合は、翌年度の登録について自動更新を行う。

※2 春季休業期間について、昼食提供を行っている場合は、年度末に登録解除となった場合でも、春季休業期間は昼食提供を行うものとする。

4 昼食提供期間（予定）

小学校の長期休業期間中（土、日、祝日を除く）

- ・小学校の夏季休業日（7月21日から8月21日）
- ・小学校の冬季休業日（12月23日から翌年の1月6日）
- ・小学校の春季休業日（3月25日から4月7日）

※1 各長期休業期間の始業式・終業式等を含む。

また、小学校の給食がない日については、市と登録業者で協議の上、昼食の提供を行うものとする。

※2 当該登録年度の長期休業期間について、変更があれば市より登録業者に情報共有を行うものとする。

5 昼食提供先

| 児童会名 | 所在地 |
|--------------|--------------|
| 東小留守家庭児童会 | 太秦元町2番1号 |
| 西小留守家庭児童会 | 高柳3丁目1番27号 |
| 南小留守家庭児童会 | 下木田町16番15号 |
| 北小留守家庭児童会 | 寿町57番29号 |
| 第五小留守家庭児童会 | 成田西町2番3号 |
| 成美小留守家庭児童会 | 錦町23番45号 |
| 池田小留守家庭児童会 | 池田2丁目1番7号 |
| 中央小留守家庭児童会 | 初町1番25号 |
| 啓明小留守家庭児童会 | 高柳6丁目3番1号 |
| 三井小留守家庭児童会 | 三井が丘3丁目7番3号 |
| 木屋小留守家庭児童会 | 豊里町19番22号 |
| 木田小留守家庭児童会 | 木田元宮1丁目17番1号 |
| 神田小留守家庭児童会 | 東神田町27番1号 |
| 堀溝小留守家庭児童会 | 堀溝3丁目10番8号 |
| 田井小留守家庭児童会 | 田井西町9番1号 |
| 桜小留守家庭児童会 | 池田新町3番23号 |
| 点野小留守家庭児童会 | 点野5丁目26番1号 |
| 和光小留守家庭児童会 | 黒原橋町30番1号 |
| 国松緑丘小留守家庭児童会 | 国松町47番1号 |
| 楠根小留守家庭児童会 | 楠根南町21番1号 |
| 宇谷小留守家庭児童会 | 宇谷町8番1号 |
| 石津小留守家庭児童会 | 石津元町8番1号 |
| 望が丘小留守家庭児童会 | 打上高塚町4番1号 |

6 提供食数見込み

1日あたり 250食程度（児童数 2,500名程度）

※ 利用を希望する保護者の児童が対象であり、利用率は10%程度を見込ん

でいる。

数量は見込みであり、実際の提供数を保証するものではない。

なお、登録される場合、1児童会において昼食の注文が1食分であっても対応が可能であることが条件。

7 登録事業者が行う内容（想定）

(1) 保護者向けチラシ等による周知

登録事業者は、昼食の配食の実施にあたり、保護者に対し、昼食の内容、料金及び注文方法などを周知するため、チラシやホームページ等により案内すること。

※ 保護者への案内は、市及び留守家庭児童会で行います。

ア チラシ（紙ベース）を配布または掲示する場合は、必要枚数（全児童を対象とする場合は2,500枚程度、児童会へ掲示する場合は、46枚程度）を準備すること。

イ チラシ等をデータで配布する場合は、当該データ（可能であればPDFデータ）を提供すること。

ウ ホームページで周知案内をする場合は、アドレスを提示すること。

(2) 献立表（メニュー）の作成及び公開

ア 登録事業者は、献立表（メニュー）が確認できるものを作成し、保護者が注文する際に献立（メニュー）を確認できるよう事前に公開すること。

なお、献立表（メニュー）とは別に、保護者からの要望等により食物アレルギー情報（特定原材料7品目）を事前に確認できることが望ましい。

イ 献立表（メニュー）は、登録事業者が用意するウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等（以下、「ウェブサイト等」という。）で保護者に向けて公開すること。

(3) 受注管理等

ア 登録事業者は、昼食の注文（変更及びキャンセルを含む。）を、原則としてウェブサイト等により受け付けること。

イ 登録事業者は、昼食提供日の2週間前までに、注文の受付を開始すること。

ウ 登録事業者は、保護者の利便性に配慮した注文及びキャンセル期限を設

定すること。

エ 昼食の代金については、登録事業者において、保護者から徴収すること。

また、代金の滞納等についても、登録事業者において対応すること。

オ 昼食の代金の支払方法は、クレジットカード決済又は口座振替等、保護者の利便性を考慮した方法により徴収すること。

(4) 非常変災等による昼食提供の中止

非常変災等により留守家庭児童会が休会となった場合、その日の昼食の提供は中止すること。

なお、中止となった場合の昼食代金については、保護者に対し、利用登録開始時に返金対応が可能な場合の要件を説明した文章を事前に配布する等により適切に行い、要件に該当する場合は、昼食代金を請求しないこと（既に徴収している場合は返金すること）。

(5) 昼食の製造

ア 登録事業者は、原則、あらかじめウェブサイト等で公開した献立（メニュー）どおりに昼食を製造すること。

イ 昼食は、主食及び副食（主菜1品、副菜2品程度）とし、栄養面や児童の嗜好を考慮したものとする。

ウ 各留守家庭児童会においては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま提供できるものとする。

エ 容器については、登録事業者が回収することを前提とし、材質を問わないが、食品衛生上清潔なものとする（使い捨て可）。

(6) 昼食の配送

ア 昼食は、留守家庭児童会実施施設（「5 昼食提供先」）に、午前9時から午後11時30分までに配送すること。

イ 梱包は、発泡スチロール等の断熱が可能なものを使用し、保冷剤等で適切な温度を保つこと。

ウ 梱包材等は回収すること。回収は、原則として翌配送時までには行うこと。

エ 昼食配送時に、昼食を提供する児童の一覧を添付するなど提供する児童が明確にわかるようにすること。

(7) 安全・衛生管理

ア 登録事業者は、原材料の調達、昼食の製造、配送等に当たっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。

イ 登録事業者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

(8) 事故への対応

ア 登録事業者は、提供した食事に起因する児童への健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。

イ 登録事業者は、事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び市へ連絡し、後に書面により正式に報告すること。

ウ 事故のため、登録事業者が業務継続困難となった場合、登録事業者は、代替策を事前に用意し、保護者に対し、不利益を与えないようにすること。

エ 食中毒など万一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。

(9) 苦情処理について

登録事業者は、保護者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように苦情対応に努めるものとする。

また、必要に応じて市へ報告するものとする。

8 その他

(1) 登録事業者は、昼食提供日には必ず連絡対応（電話、メール等）ができる体制にすること。

(2) 登録事業者は、やむを得ない事情により当該登録を取り下げたい場合は、2か月以上前に市に取り下げの手続きを行わなければならない。

(3) 登録事業者は、本事業に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

(4) 登録事業者は、本事業実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、登録期間満了後及び解除後も同様とする。

9 疑義等

本要領に疑義が生じた場合又は本要領に定めのない事項については、市と登録事業者で協議の上、これを定める。